



MINISTRY OF DOMESTIC TRADE AND  
COST OF LIVING (MDT)  
MALAYSIA

## JUDICIAL SYMPOSIUM ON INTELLECTUAL PROPERTY TOKYO 2025

*October 23, 2025 | Tokyo, Japan*

マレーシアにおけるインターネット上の  
知的財産権侵害への対策

SHAMSUL NIZAM BIN KHALIL | shamsul@kpdn.gov.my



## マレーシアにおける知的財産保護の背景

- ・ マレーシア知的財産庁（MyIPO）はマレーシアにおける知的財産法を所管する機関であるが、執行メカニズムは有する機関ではない。
- ・ 刑事知的財産権の執行は、マレーシア税関・関税局（MDT）執行部の管轄下にある。
- ・ マレーシアは2000年と2001年に米国通商代表部（USTR）優先監視リストに掲載された。2002年には知的財産権保護において著しい改善がなされた。これにより優先監視リストから除外された。
- ・ 知的財産保護の執行における継続的な取組により、マレーシアは2012年以降、13年連続で米国通商代表部（USTR）特別301条報告書監視リストに掲載されない国としての地位を維持している。

政府は海賊版や模倣品対策として、以下の措置を実施している：

- ・ 法執行機関（LEA）との連携強化に向けた特別タスクフォース委員会の設置
- ・ オンライン海賊版及び模倣品問題に対処する専門部署の編成
- ・ ブランド所有者との連携による情報共有、運用、訓練活動の強化
- ・ 2001年反マネーロンダリング・テロ資金供与及び不法活動収益法（AMLATFPUAA）に基づく措置



# 知的財産権執行に関する法的枠組み

- マレーシアは、TRIPS協定（WTO）やWIPO条約を含む主要な国際条約の署名国であり、国際的な知的財産基準への取組を強調している。
- 主な法律には、著作権法（1987年）、特許法（1983年）、商標法（2019年）、地理的表示法（2022年）、意匠法（1996年）が含まれる。

## その他の執行手段及び代替的請求

### 資金洗浄防止法の適用

- 2001年資金洗浄防止・テロ資金供与防止及び不法活動収益法（AMLATFPUAA）は、知的財産権関連の犯罪を起訴するために用いられる。
- 模倣品や海賊版活動による利益で得た資産の差押えを可能にし、こうした犯罪の背後に潜む資金ネットワークを断つ。

### 代替的法的規定：

- 消費者保護法（1999年）：模倣品や安全でない製品に対する消費者の権利を保障し、間接的な抑止効果を生み出す。
- 商品表示法（2011年）：誤解を招くブランド表示や主張、商品の表示及び説明に対処する。

### サイバー犯罪とデジタル海賊行為

- 1998年通信・マルチメディア法（CMA）を活用し、違法コンテンツをホストするオンラインプラットフォームを規制する。
- 海賊版や模倣品の流通に関するウェブサイトのブロックおよび削除。



# 貴国の法制度ではどのようなアプローチが採用されていますか？

## 1. 国境取締措置及び税関管理

- 2019年商標法には税関執行に関する規定が含まれる。権利者はマレーシア王室税関局に対し、商標権を侵害する輸入品・輸出品、特に電子商取引プラットフォームを通じて販売される模倣品に対する措置を申請できる。

## 2. 消費者の保護

- 1999年消費者保護法に基づき、電子商取引プラットフォーム上の販売者は、販売する商品が本物であり模倣品でないことを保証しなければならない。同法はまた、販売者及びサービス提供者に対し、商標が付された商品を含む製品を正確に表示する責任を課している。
- 2012年消費者保護（電子商取引）規則**は、電子商取引、特に電子商取引プラットフォームにおける取引に関する消費者を規制・保護するため、マレーシアにおいて1999年消費者保護法に基づき導入された。本規則は、オンライン取引の重要性が増す中、消費者が安全かつ透明性のあるオンラインショッピング体験を得られるよう設計されている。

## 3. 電子商取引プラットフォームによる自主規制

### ・ プラットフォームポリシー

マレーシアで運営されている多くの電子商取引プラットフォーム（[Lazada](#)、[Shopee](#)など）やAmazonなどの国際プラットフォームは、商標権侵害に対処するため独自の内部ポリシーを導入している。これらのプラットフォームは通常、商標権者が侵害行為を報告するための仕組みを提供しており、これにより侵害商品や出品の削除につながる可能性がある。

### ・ 通知と削除

商標権者は、商標権侵害を発見した場合、電子商取引プラットフォームに対し通知を発出し、侵害商品の掲載削除又は販売者アカウントの停止を請求できる。電子商取引プラットフォームは通常、商標権侵害の報告を受けた際に迅速に対応するプロセスを設けている。



# 貴国の法制度ではどのようなアプローチが採用されていますか？

マレーシアは、立法改革、制度的措置、官民連携を通じて、長年にわたり著作権執行体制を強化してきた。以下に、マレーシアが著作権侵害にどのように取り組んでいるかを概観する。

マレーシアの著作権執行は以下によって規定される：

- i. **1987年著作権法（改正）** – 著作権保護の主要な法令
- ii. **2022年著作権法改正** – 当局の執行権限強化、以下を含む：
  - 令状なしの立入検査及び差押えの権限（特定の事案において）
  - 侵害行為に対する罰則の強化
  - 無許可ストリーミング及びデジタル海賊行為に対する取締り





# 著作権法（1987年）の2022年改正



マレーシア法

法律A1645

著作権（改正）法2022

## 第41条の改正

12. 主法第41条第1項を以下のとおり改正する。

(a) (ha)項中の「又は販売する」を、「販売し、貸与し、販売若しくは貸与のために申出若しくは展示をし、販売若しくは賃貸の広告を行い、保有し、又は頒布する」に変更する。

(b) (i)項において、同項の末尾にある「又は」を削除する。

(c) (j)項において、項末尾のコンマを「；又は」に修正する。

## 主法第41条(1)(k)項

マレーシア法 法律 A1645

(d) 次の段落を段落 (j) の後に挿入する：

“(k) 権限なく、いかなる著作物又は著作物の複製物のオンライン上の場所へのアクセスを提供し、又は共有すること”；及び





# 著作権法（1987年）の2022年改正

## ストリーミング技術

### ストリーミング技術に関する犯罪

43 AA. (1) 何人も、次の方法により著作物の著作権を侵害し、又はその侵害を助長してはならない。

(a)販売又は貸与を目的としてストリーミング技術を製造すること；

(b)ストリーミング技術を輸入すること；

(c)営業の過程において、ストリーミング技術を販売し、貸与し、販売若しくは貸与のために申出、展示若しくは広告を行い、所持し、又は頒布すること；

(d)営利目的以外の目的でストリーミング技術を流通させ、著作権者に不利益な影響を与えること；

又は

(e)ストリーミング技術のいかなるサービスであってもこれを公衆のものとし、又は提供する行為。

(2) 第(1)項に違反した者は、罪を犯したものとみなされ、有罪判決を受けた場合、1万リンギット以上20万リンギット以下の罰金、又は20年以下の懲役、若しくは両方に処せられる。

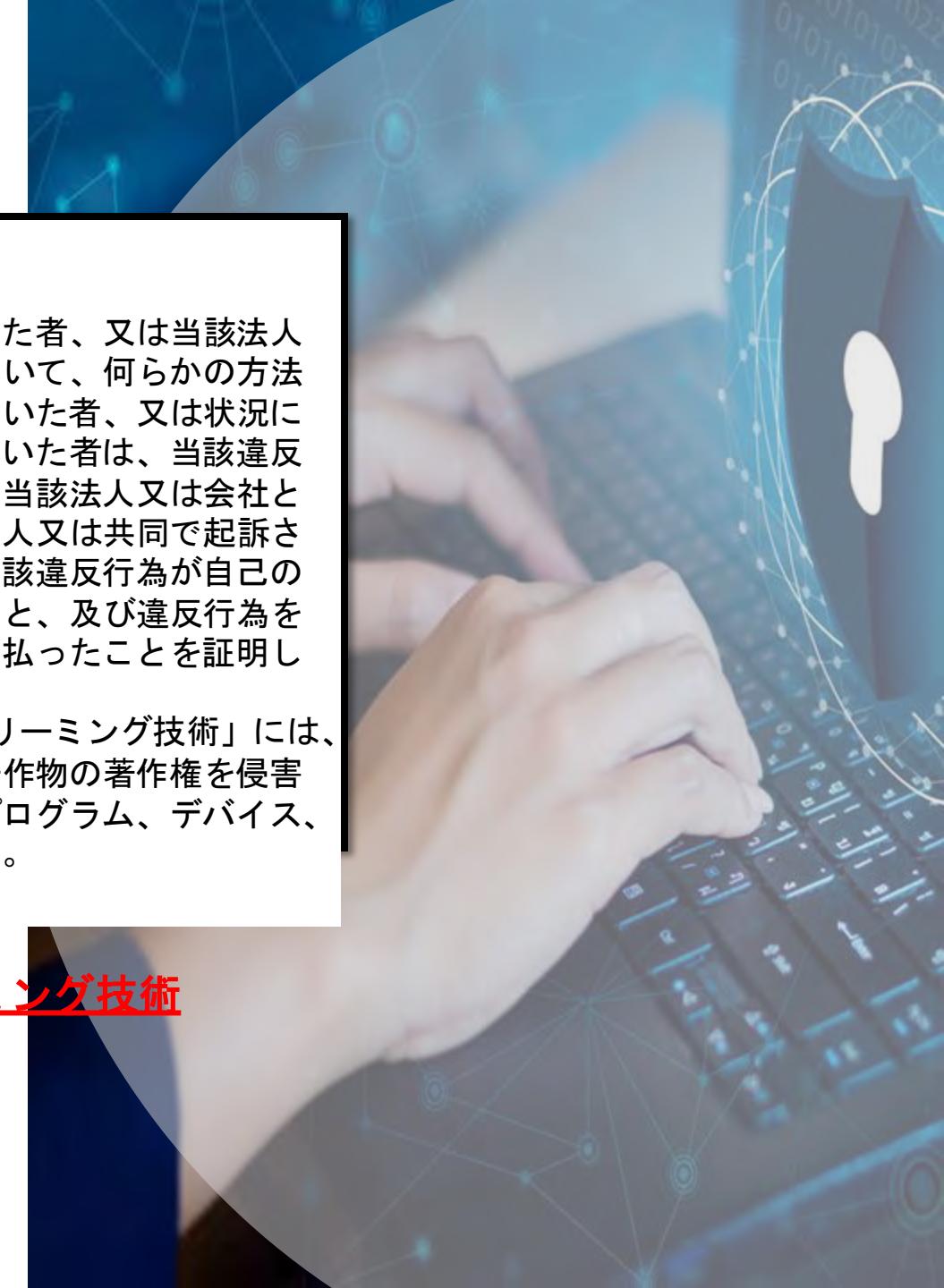
(3) この条に違反する行為が法人又は会社のパートナーによって行われた場合、当該法人の取締役、最高経営責任者、最高執行責任者、秘書、支配人、その他これらに類する役員、又は当該会社の他のパートナーで、

## 著作権(改正)

これらの資格で行動しようとした者、又は当該法人若しくは会社の業務の管理について、何らかの方法又は程度において責任を負っていた者、又は状況に応じてこれらの管理を補助していた者は、当該違反行為について有罪とみなされ、当該法人又は会社と同一の訴訟手続きにおいて、個人又は共同で起訴される可能性がある。ただし、当該違反行為が自己の同意又は默認なしに行われたこと、及び違反行為を防止するためにあらゆる注意を払ったことを証明した場合はこの限りではない。

(4) この条項の目的上、「ストリーミング技術」には、一部又は全部の使用により、著作物の著作権を侵害することになるコンピュータプログラム、デバイス、又はコンポーネントが含まれる。

## 第43AA条 – ストリーミング技術 に関する犯罪



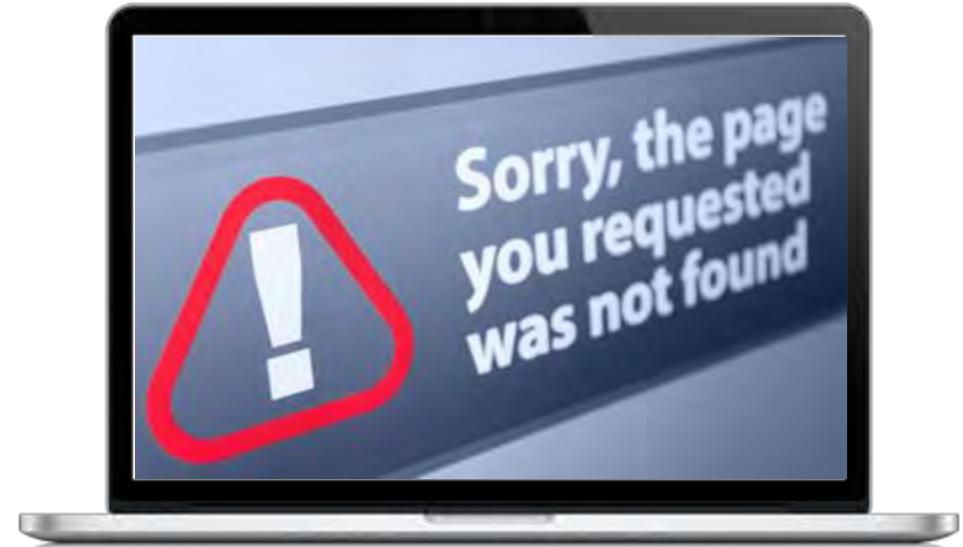


# 執行メカニズム及び関連法令

## ・サイトブロック

### 第263条 免許取得者の一般的義務

- (1) 免許取得者は、自らが所有又は提供するネットワーク施設、若しくは自らが提供するネットワークサービス、アプリケーションサービス、コンテンツ・アプリケーションサービスが、マレーシアのいかなる法律に基づく犯罪の実行又は関連行為に利用されることを防止するため、最善の努力を尽くさなければならない。
- (2) 免許取得者は、委員会又はその他の当局からの書面による要請があった場合、マレーシアの成文法に基づく犯罪の遂行又は未遂の防止、あるいはマレーシアの法律の執行（公的歳入の保護及び国家安全保障の維持を含むがこれらに限られない）において、合理的に必要な範囲で委員会又はその他の当局に協力しなければならない。



マレーシア通信マルチメディア委員会（MCMC）と協力し、1998年通信マルチメディア法第263条(2)項に基づき、サイトブロックを行う。



# ENFORCEMENT MECHANISM AND STATUTES RELATED

## • SITE BLOCKING



### • 迅速なサイトブロック

2019年5月20日より、著作権法  
(1987年)に違反するあらゆるウ  
ェブサイトに対して開始

**MCMC 20 MENCORAK LANDSKAP DIGITAL**  
Suruhanjaya Komunikasi dan Multimedia Malaysia (MCMC)  
Malaysia Communications and Multimedia Commission  
MCMC Tower 1, Jalan IMPAC, Cyber 8,  
62600 Cyberjaya,  
Selangor Darul Ehsan  
MALAYSIA

Rujukan Tuan : KPDNKK.100-16/2/2 Jld. 2

Rujukan Kami : SKMM(T)09-NMMD/120/2019 (002)

14 Mei 2019

Kementerian Perdagangan Dalam Negeri Dan Hal Ehwal Pengguna  
Bahagian Penguatkuasa,  
No 13, Aras 2 & 3,  
Persiaran Perdana, Presint 2,  
62623 Putrajaya.  
**(U.P: AMINUDDIN BIN MUHAMMAD)**

Tuan,

**PROSES TINDAKAN SEKATAN LAMAN SESAWANG SECARA FAST-TRACK**

Dengan segala hormatnya, surat tuan bertarikh 14 Mei 2019 mengenai perkara yang tersebut di atas adalah dirujuk.

2. Pihak Suruhanjaya Komunikasi dan Multimedia Malaysia (MCMC) dengan ini menyambut baik cadangan pihak Kementerian Perdagangan Dalam Negeri dan Hal Ehwal Pengguna (KPDNHEP) untuk melaksanakan tindakan sekatan secara *fast-track* secara khusus bagi laman-laman sesawang yang menyalahi Akta Hak Cipta 1987 [Akta 332].

3. Lanjutan itu, satu surat makluman telah dikeluarkan oleh pihak MCMC kepada pihak Penyedia Perkhidmatan Internet (ISP) bagi memulakan



# デジタル海賊行為への対応 (CyCORE)

サイバー著作権執行 (CyCORE) プログラムは、インターネット媒体を通じてウェブサイト上でデジタル形式の国内映画コピーが流通することを防止することを目的として創設された。

CyCore (2021 – 2025)

39

映画



110  
(Webサイト)

サイトブロック





# オンラインにおける知的財産権執行の課題



## 人員

- ・2300名の執行官
- ・6,692,809件以上の登録事業者
- ・3270万人の消費者
- ・13の法律



## 需要

- ・消費者の無関心な態度
- ・より安価な選択肢の選好
- ・消費者への意識向上



## 地理的位置情報

- ・国外からの密輸／模倣品の流入
- ・国境を越えて



## 研修

- ・さまざまな政府機関に対して実施
- ・民間セクターとの協力





# オンラインにおける知的財産権執行 の課題

## 情報共有

- ・商標権者、利害関係者及び当局との効果的な情報交換

## 法執行機関間 の協力

- ・共同行動と協力
- ・連携の強化

## デジタルエビデ ンス

- ・ドメインの頻繁な変更
- ・ブロックされてもリンクが再開される
- ・ライブ配信に関する著作権侵害





# 他の執行機関及び業界との連携



税関 (KDRM) 一国境



警察 (PDRM) ー逮捕  
事件、情報共有



マレーシア通信マルチメディア  
委員会 (MCMC) ーオンライン  
海賊版／模倣品対策  
(サイトブロック／コンテンツ  
削除)



放送会社／著作権産業



地方自治体 – 事業所の  
所有権に関する情報



知的財産権所有者との協力：  
- 情報共有  
- 製品トレーニング



# サイコア・コラボレーションズ

## ・サイバー著作権執行 (CyCORE)





## 模倣品事件の統計（2023年～2025年7月）

2019年商標法	発生年度			合計
	2023	2024	2025	
事件数	394	412	262	1068
差押え品の価値 (RM)	14,933,851.64	9,408,171.58	5,105,089.02	29,447,112.24 (USD 6,966,481)

## 著作権事件統計（2023年～2025年7月）

2019年著作権法	発生年度			合計
	2023	2024	2025	
事件数	31	31	33	95
差押え品の価値 (RM)	14357,369.00	1,232,591.00	862,494.40	3, 452,454.40 (USD 817,408)





# サイトブロック及びコンテンツ削除の統計（2023年～2025年7月）



1998年通信マルチメディア法第263条(2)項に基づき、マレーシア通信マルチメディア委員会(MCMC)と協力し、サイトのブロックを行う。

## サイトブロック

- ・著作権: 2,479
- ・商標: 39

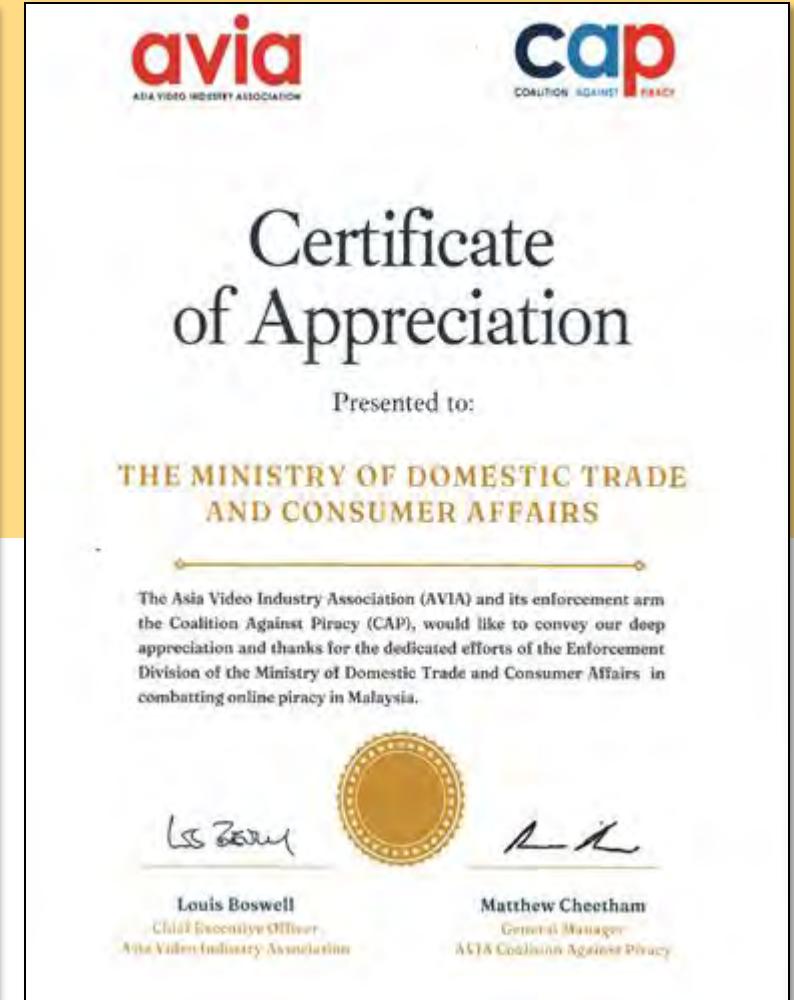
## コンテンツ削除

- ・著作権: 95
- ・商標: 1,484



# 表彰と評価

MDTCAは、香港を本拠とするアジア映像産業協会（AVIA）、ロンドンを本拠とするイングランド・プレミアリーグ、LV、及びマレーシアのASTRO Malaysia Berhadから、表彰状および感謝状を授与されました。





# ギャラリー

OPS デジタル海賊行為 - テレグラム

申立人 : アストロ





# GALLERY

OPS トロイの木馬 -  
Android ボックス

申立人：アストロ



OPS - デジタル海賊行  
為（インターネット）  
申立人：SKOP  
製作（映画『ムナフ  
ィク』）



MINISTRY OF DOMESTIC TRADE AND  
COST OF LIVING (MDT)  
MALAYSIA

# THANK YOU

**SHAMSUL NIZAM BIN KHALIL  
ENFORCEMENT DIVISION, MDT**

**EMAIL : shamsul@kpdn.gov.my**

**WEB : www.kpdn.gov.my**